

国の動向について

9月26日に開催された全国介護保険・老人保健事業担当課長会議で次のとおり示された。

1 地域支援事業について

(1) 財源構成

第1号被保険者の保険料の割合が19%（18%）に変更になる見込みから、次の財源構成となった。

介護予防事業（介護給付費の財源構成と同じ）

1号保険料19%、2号保険料31%、

国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%

地域包括支援事業、任意事業（1号保険料と公費で負担）

1号保険料19%、

国40.5%、都道府県20.25%、市町村20.25%

(2) 地域支援事業交付金の交付対象となる地域支援事業の上限

市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込み額に、次表に掲げる率を乗じた額

	18年度	19年度	20年度
地域支援事業 全体	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内
介護予防事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
包括的支援事業+任意事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内

(3) 介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（イメージ案）

1頁～14頁参照

(4) 地域支援事業の具体的な内容

15頁～33頁参照

2 地域密着型サービスに係る指定事務等について

34頁～39頁参照

介護予防事業の円滑な実施を図るための指針 （イメージ案）

○改正後の介護保険法第115条の38第5項に基づき厚生労働大臣は、介護予防事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を示すこととされており、当該規定に基づき「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」を作成することとしているところ。

（参考）改正後の介護保険法抜粋

第115条の38（略）

2～4（略）

5 厚生労働大臣は、第1項第1号の規定により市町村が行う事業（介護予防事業）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

6（略）

○今回、当該指針のイメージ案について、別添のとおり作成したので、お示しする（最終的には告示として官報公布されることとなる。）。なお、別添の指針のイメージ案については、現時点において考えている指針のイメージを示したものであり、今後の変更もあり得るが、骨格や方向性など、大筋においては、大きく変更がなされることはないものと考えている。

(別添)

介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（イメージ案）

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第5項の規定に基づき、同条第1項第1号の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業（以下「介護予防事業」という。）の円滑な実施を図るための指針を次のように定め、同条第5項の規定により公表する。

介護予防とは、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態若しくは要支援状態となることの予防を目的として行うものであるが、このことは、単に運動機能や栄養状態など、個々の機能の改善のみを旨とするのではなく、個々の対象者が、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである。

また、介護予防は、活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行う「一次予防」と、虚弱な状態にある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を行う「二次予防」、更には要支援状態又は要介護状態にある高齢者の要介護状態の改善や重症化の予防を行う「三次予防」とに大別される。

こうした介護予防のうち、介護予防事業は、一次予防及び二次予防に重点を置いて実施するものであるが、実施に当たっては、主に介護保険の予防給付が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から、要支援状態又は軽度の要介護状態にある高齢者に対する介護予防まで、連続的かつ総合的な事業展開が図られることが重要である。

また、一次予防としての介護予防を推進するためには、ヘルスプロモーションの視点が重要であり、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。このため、介護予防事業については、介護保険において実施される事業はもとより、介護保険外において行われる高齢者保健福祉施策や地域におけるボランティアな活動等とともに一体的かつ総合的に企画され、実施されることが必要である。

この指針は、市町村がこうした考え方にに基づき介護予防事業を実施するに当たり、その実施が円滑になされるよう、実施に当たっての基本的な事項を示すものである。

第一 介護予防事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

介護予防事業は、当該市町村に居住地を有する第一号被保険者を対象として、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として実施されるものとする。事業の実施に当たっては、単に心身の状態の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の向上を通じて、個々の対象者が、その居宅において、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう支援することを目的として実施される必要がある。

二 実施主体等

介護予防事業は、介護保険事業の運営主体である市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。

なお、市町村等において設置される地域包括支援センターにおいては、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選択に基づき、適切に介護予防事業が実施されるよう必要な援助を行うものとする。

三 事業の構成

介護予防事業は、全ての高齢者を対象に事業を実施する一般高齢者施策と、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象に事業を行う特定高齢者施策により構成するものとする。両施策は、事業の対象や実施方法等は異なるが、特定高齢者施策の事業を終了した高齢者が、一般高齢者施策において、引き続き介護予防に向けた取組に参加するなど、両者が連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に密に連携を図る必要がある。

四 事業の実施

介護予防事業の実施に当たり、市町村においては、事業の一部を民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効率的な事業運営に努める必要がある。

五 事業の評価

介護予防事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に介護予防事業の評価を実施することも重要である。事業評価においては、介護予防事業の実施により、要支援状態や要介護状態への移行をどの程度防止できたか等の事業成果に係る評価（アウトカム評価）を行うとともに、投入された資源量や事業量の評価（アウトプット評価）、事業が効果的かつ効果的に実施されたか等の事業実施過程に着目した評価（プロセス評価）も行うことが必要である。

また、介護予防事業は、単に心身の状況の改善のみではなく、高齢者の豊かな人生の実現を目指して実施されるものであることから、事業評価に当たっては、対象者のＱＯＬ（生活の質）や主観的健康感など、様々な視点から総合的に行われることが重要である。

こうした事業評価を適切に行うため、市町村においては、個人情報の保護に留意しつつ、介護予防事業の事業参加者数といった事業に関するデータはもとより、個人の健康に関するデータなど、事業全体の経年的な評価ができるよう、これらのデータを体系的に把握しておくことが必要である。

また、事業評価の結果については、積極的に地域住民に対して情報公開し、地域住民の介護予防事業に対する理解を深めることに努めることが必要であるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業内容を見直すなど、真に地域に密着した事業展開が図られるよう不断の取組が重要である。

六 他の計画等との関係

各年度における介護予防事業に要する費用並びに介護予防事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策及び事業評価等については、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成11年5月厚生省告示第129号）に基づき市町村介護保険事業計画において定めることとされている。介護予防事業は、当該計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人保健法（昭和57年法律第80号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人保健福祉計画、医療法（昭和23年法律第205号）による医療計画、及び健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進計画との整合を十分に図るものとする。

第二 特定高齢者施策

一 基本的な考え方

特定高齢者施策は、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象とし、こうした者の生活機能の維持又は向上を目的として実施されるものであり、対象者の生活機能や心身の状態、価値観等を踏まえ、対象者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな事業の実施が重要である。このため、事業の実施に当たっては、対象者の状態等の評価を行い、当該評価の結果を踏まえた介護予防ケアプランを作成し、当該ケアプランに基づいた事業実施がなされることが必要であるとともに、事業実施後には、対象者の状態等の再評価を行うことが必要である。

二 事業の対象者

事業の対象者は、要支援状態又は要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者を対象に実施するものとし、その数は、高齢者人口の概ね5%を目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。事業の対象者の把握については、市町村において、全ての第一号被保険者に対して実施される生活機能に関する状態の把握や市町村内の要介護認定の担当者や保健分野において訪問活動を担当している保健師等との連携による実態把握、医療機関や民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

三 事業の実施

特定高齢者施策においては、集団的なプログラムを内容とし、通所形態により事業実施を中心とするが、うつ、認知症、閉じこもり等のおそれがある高齢者や既にこうした状態にあるものなど、通所形態による事業実施が困難である者に対しては、保健師等がその者の居宅を訪問し、必要な相談や指導を行うといった訪問形態により事業を実施するものとする。

このうち、通所形態による事業の内容については、対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係る事業のほか、これらに関するものであって、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断される事業を実施するものとする。

なお、うつ、認知症又は閉じこもりのおそれがある高齢者や既にこうした状態にあるものについて、こうした状態の予防又は改善を図る観点から、通所形態による事業を活用することは差し支えないものとする。

第三 一般高齢者施策

一 基本的な考え方

一般高齢者施策は、介護予防のための個々人の取組を、その日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二 事業の対象者

一般高齢者施策の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

一般高齢者施策においては、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。

市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防に資する活動が実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防事業に関する理解を深め、特定高齢者施策の対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を特定高齢者施策の修了者の支援のために積極的に活用するなど、特定高齢者施策との有機的な連携に努めることが必要である。

- (1) 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するためのパンフレットの作成・配布、講演会の開催等の啓発・広報事業
- (2) 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修事業
- (3) 介護予防に関する知識や情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を記載するための媒体の配布
- (4) 介護予防に資する地域活動組織の育成・支援事業

(参考) 介護予防指針案のポイント

- 1 介護予防事業の基本的な考え方
- 2 介護予防指針の位置づけ
- 3 介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）
 - (1) 特定高齢者の把握
 - (2) 特定高齢者に対する介護予防事業
- 4 介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）
- 5 事業評価
- 6 その他

(参考) 地域支援事業（介護予防事業部分）について ～ 生活機能の低下の早期把握～
地域支援事業（介護予防事業部分）について ～ 施策の内容～

介護予防指針のポイント(1)

1 介護予防事業の基本的な考え方

- 介護予防に対する取組を、高齢者自らが自主的・継続的に行うために、本人の意欲の維持・向上を図る。
- 必要な知識の普及と理解、日常生活における取組の実践、定着を支援する。
- 地域の特性を生かした環境整備、活動支援等とおして、高齢者が生き生きと活動する「地域づくり・まちづくり」を行う。

2 介護予防指針の位置づけ

- 市町村が行う地域支援事業における介護予防事業の効果的かつ効率的な推進に資するため、その目指すべき理念やその実現のための手法等の基本的な方向性を示す。
- 市町村は介護保険事業計画の中に、介護予防事業について盛り込むとともに老人保健福祉計画、医療計画、健康増進計画、地域福祉計画、市町村整備計画及びその他地域計画等との整合を図る。

介護予防指針のポイント(2)

3 介護予防特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)

(1) 特定高齢者の把握<特定高齢者把握事業>

○ 市町村は、保健・医療・福祉及びその他の関係部門が連携し、要支援、要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者の実態を把握*する。

- * ①生活機能に関するチェックを健診とあわせて実施
- ②訪問活動等 ③関係機関からの情報 ④本人、家族、地域住民等からの情報
- ⑤要介護認定における非該当者 等

* 介護予防一般高齢者対策による普及啓発や生活習慣病予防に関する健診等との一体的な事業の推進が重要

○ 地域包括支援センターは、相談対応等をとおして、介護予防特定高齢者施策の対象者としての特定高齢者*を確認する。

- * おおむね高齢者人口の5%程度を想定

(2) 特定高齢者に対する介護予防事業<通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業>

○ 地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント*を経て実施する。

* 対象者は、地域包括支援センターにおいて作成される「介護予防ケアプラン」に基づき、介護予防プログラムに参加する。

* 対象者の個々の状態に応じ、本人の自己実現に向けた具体的な目標を設定する。

介護予防指針のポイント（3）

- 対象者に対して、確実かつ集中的に介護予防に関する支援を行う。
- ① 事業提供者は、事前アセスメントをとおして、対象者における介護予防に関する理解を支援し、目標※の自己実現への意欲の向上を促す。
 - ※ 対象者と事業提供者が目的を共有することが重要
- ② 対象者は、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき、自らの意志に基づいて介護予防プログラム※に参加する。
 - ※ 介護予防プログラム
 - ①運動器の機能向上 ②栄養改善 ③口腔機能の向上
 - ④閉じこもり予防・支援 ⑤認知症予防・支援 ⑥うつ予防・支援 その他
 - を対象者の状態にあわせて組み合わせる。
 - ※ 通所、集団による事業実施（通所型）を基本とするが、閉じこもり高齢者のケース等、必要に応じて個別、訪問（訪問型）による実施もありうる。
- ③ 事業提供者は、定期的なフォローアップを行い、対象者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
- ④ 事業提供者は、事後アセスメントをとおして事業の実施効果（当初の目標の達成度、対象者の満足度等）の評価を行い、対象者と共有するとともに、地域包括支援センターに報告する。

介護予防指針のポイント（４）

４ 介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）

＜介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業＞

- 地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有し、高齢者自らの自主的な介護予防への取組を支援する環境整備を行う。
 - ※ ボランティアや自助グループの活動等、高齢者自らが行う活動の場を設け、日常生活における自主的な取組への参画、継続、定着を支援する。
 - ※ 介護予防に関する知識の取得や取組が容易に行える環境整備 等
- 介護予防特定高齢者施策の円滑な推進を図るための環境整備を行う。
 - ※ 家族や地域住民、関係機関等による虚弱高齢者の適宜適切な把握及び虚弱高齢者の介護予防プログラムへの積極的な参加を促進する環境整備 等

５ 評価事業 ＜介護予防特定高齢者施策、介護予防一般高齢者施策＞

- 対象者の状況等に関する評価及び事業全体として集団全体に対する観点から評価を定期的に行う。
 - 事業成果の目標指標（アウトカム指標）
 - ・ 目標達成のための事業量指標（アウトプット指標）
 - ・ 事業の企画立案、実施過程に関する指標（プロセス指標）
- 等に加え、地域の特性等も踏まえた指標を設定することが望ましい。

介護予防指針のポイント(5)

(1) 介護予防特定高齢者施策評価事業

(例)

- ・ 新たな要支援・要介護者数の減少 (アウトカム評価)
- ・ 介護予防プログラム参加者の満足度、QOLの改善 (アウトカム評価)
- ・ 事業の実施回数、参加者数 (アウトプット評価)
- ・ 地域における虚弱高齢者の確実な把握 (アウトプット評価)
- ・ 虚弱高齢者に対する介護予防特定高齢者施策の確実な提供 (プロセス評価)

等

(2) 介護予防一般高齢者施策評価事業

(例)

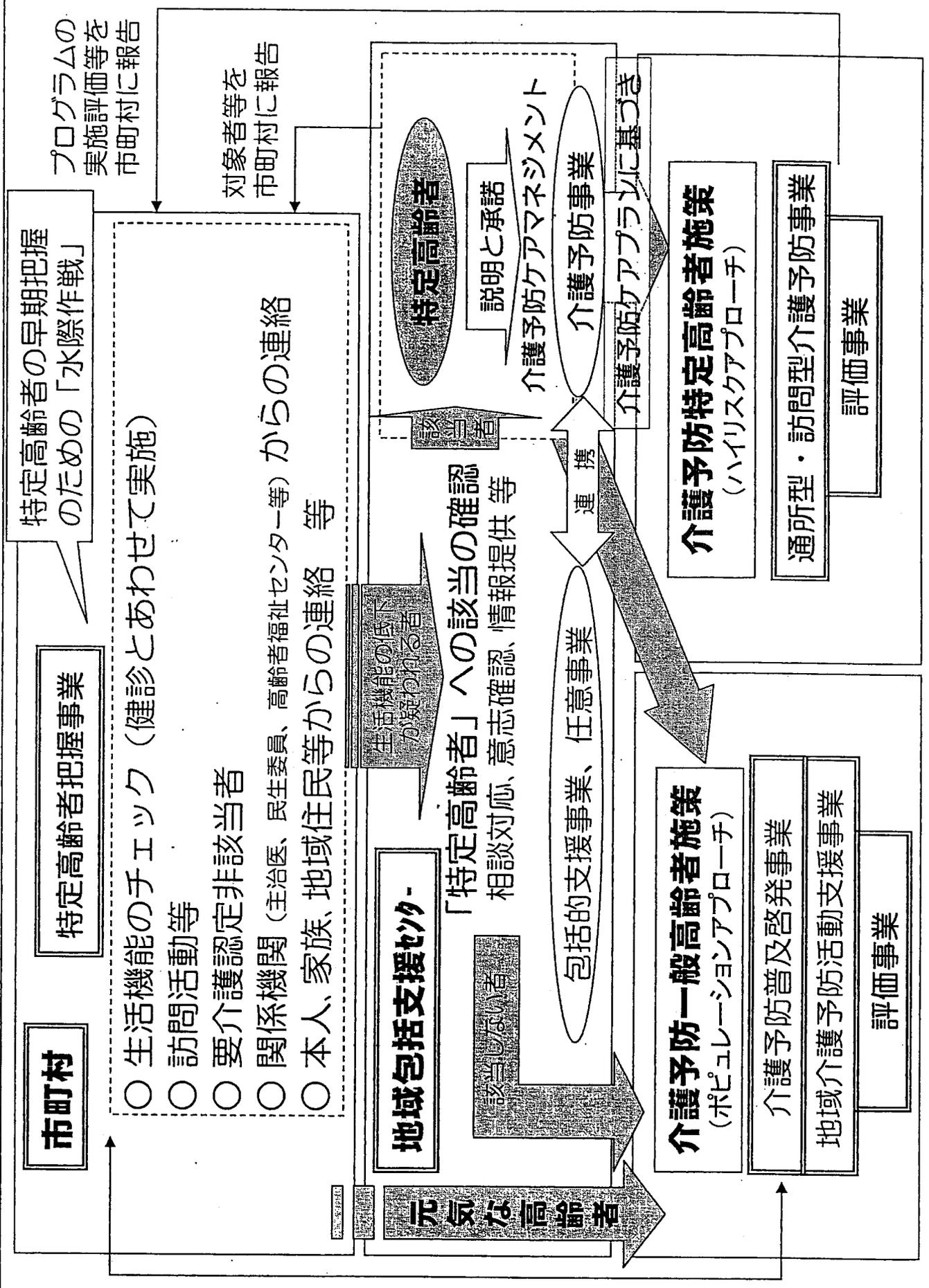
- ・ 地域住民の介護予防に関する知識の認識度 (アウトカム評価)
- ・ ボランティア活動への高齢者の参加数 (アウトカム評価)
- ・ ボランティア育成講座、介護予防に関する普及啓発 (アウトプット評価) 等

※ 特に、事業を民間事業者等に委託して実施する場合は、事業の質の確保・向上の観点から、市町村は委託先に対して定期的な報告を求めものとする。

6 その他

- 民間事業者に事業を委託する場合の適切な事業実施の確保に関する考え方を明示し、市町村及び民間事業者における責任の所在を明確にする。
- 市町村は、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保する。

地域支援事業（介護予防事業部分）について ～生活機能の低下の早期把握～



地域支援事業（介護予防事業部分）について ～ 施策の内容～

元気な高齢者

特定高齢者

要支援者

介護予防ケアプランに基づき

介護予防一般高齢者施策 (ポピュレーションアプローチ)

→ 全高齢者を対象とした、介護予防に関する情報の提供、活動支援、環境整備

→ 高齢者自らによる自発的な取組を支援
→ 高齢者が生き生きと生活する地域づくり

介護予防普及啓発事業

・ 介護予防に関する情報提供等

地域介護予防活動支援事業

・ ボランティア活動等を活用した介護予防活動等
・ 地域住民への場の提供等

評価事業

介護予防特定高齢者施策 (ハイリスクアプローチ)

→ 特定高齢者(高齢者の5%程度を想定)が介護予防プログラムに参加

→ 対象者自らによる確実な取組を支援、フォローアップ、評価する。

通所型介護予防事業

訪問型介護予防事業

【介護予防プログラム】

運動器の機能向上

栄養改善

口腔機能の向上

その他(閉じこもり、認知症、うつ予防・支援等)

通所による集団的な実施を中心とするが、閉じこもり高齢者等に対しては、限定的に訪問により個別的实施

評価事業

・ 対象者に対する事前、事後アセスメント
・ 事業全体としての評価

その他の高齢者福祉施策

健康づくり施策、地域づくり施策 等の関係施策

新予防給付によるサービス

連携

連携

連携

2-3 地域支援事業の具体的内容について（概要）

1 介護予防事業 【詳細は、参考資料1「介護予防事業について」参照】

(1) 介護予防特定高齢者施策

介護予防事業の対象となる特定高齢者（各市町村における第1号被保険者の概ね5%程度。以下「特定高齢者」という。）に対する事業（以下「介護予防特定高齢者施策」という。）として、通所又は訪問により、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として介護予防に資する事業を実施。

ア. 特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、全ての第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等の方法により、特定高齢者把握のための事業を実施。

イ. 通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業を実施。

ウ. 訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）特定高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施。

エ. 介護予防特定高齢者施策評価事業

各市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施。

(2) 介護予防一般高齢者施策

各市町村における全ての第1号被保険者を対象とする事業（以下「介護予防一般高齢者施策」という。）については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施。

ア. 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳（仮称）の配布等を実施。

イ. 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施。

ウ. 介護予防一般高齢者施策評価事業

原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施。

2 包括的支援事業 【業務内容の詳細については、次回お示しする予定】

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、市町村がスクリーニングをし、地域包括支援センターに呈示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、おおむね次のようなプロセスにより実施する事業。

- ①一次アセスメント
- ②介護予防ケアプランの作成
- ③サービスの提供後の再アセスメント
- ④事業評価

※ 地域包括支援センターでは、介護報酬を財源とし、新予防給付に関するマネジメント業務も併せて実施。

(2) 総合相談支援事業／権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）、④特に権利擁護の観点からの対応が必要な者への対応などの支援を行う事業。

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業。

3 任意事業 【詳細は、参考資料2「任意事業について」参照】

任意事業については、地域により様々な事業実施が想定される。以下に挙げる事業はあくまで例示であり、法律の趣旨に合致する限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業が可能である。

また、以下に挙げる事業の対象者や具体的な事業内容についても、地域の実情に応じて適切に定めていただきたい。

(1) 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図るための事業。

(2) 家族介護支援事業

ア. 家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業。

イ. 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを行う事業。

ウ. 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。

(3) その他事業

ア. 成年後見制度利用支援事業

市町村申立に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業

イ. 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業。

ウ. 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、①高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、②介護相談員の活動支援、③栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象者を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、④グループリビングに対する支援、⑤家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、等を行う事業。

※ 別紙に、現行の補助事業と地域支援事業との関係についての資料を添付。

介護予防事業（改正法第115条の38第1項第1号事業）について

(1) 介護予防特定高齢者施策

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
<p>ア) 特定高齢者把握事業</p>	<p>○介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者（各市町村における第1号被保険者の概ね5%程度）の把握のため、次に掲げる事業を実施する。</p> <p>1) 生活機能に関する状態の把握</p> <p>2) その他</p> <p>—市町村内の要介護認定担当部局や保健部局において訪問活動を実施している保健師等との連携による実態把握</p> <p>—主治医等との連携による実態把握</p> <p>—地域包括支援センターとの連携による実態把握 等</p> <p>※事業の実施に資するよう、追って「基本チェックリスト」及び「基本チェックリストに基づき虚弱高齢者を把握する際の考え方」を参考までに配布する。各市町村においては、対象者の把握を行うに当たって、当該リストを関係機関等に配布するなど、適宜活用されたい。</p> <p>※なお、「生活機能に関する状態の把握」については、平成18年度及び平成19年度は、老人保健事業の基本健康診査と一体的に実施することとし、その財源は、老人保健事業において手当てすることとするので、市町村内関係部局において連携を図りつつ実施すること。</p>	<p>第1号被保険者</p>	<p>市町村</p> <p>※地域包括支援センターに委託可（「生活機能に関する状態の把握」を除く。）ただし、委託する場合においても、市町村は地域包括支援センターから把握の状況等について報告を受けておくことが必要。</p> <p>※「生活機能に関する状態の把握」については、医療機関に委託可。</p>	<p>○特定高齢者把握事業において得られた対象者個人に関する情報については、介護予防ケアマネジメントや事業実施の際に活用する観点から、地域包括支援センター、事業実施者などに情報提供することが想定されることがから、予め本人同意を得るなど、個人情報保護の観点からの対応が必要。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
イ) 通所型介護予防事業	<p>○特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者に対し、介護予防を目的として、「運動器の機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能の向上事業」又はこれらの事業に関するものであって、市町村において介護予防の観点から認められる事業を実施する。(なお、「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」又は「閉じこもり予防・支援」の観点から、うつ、認知症、閉じこもりのおそれがある(又はこれらの状態にある)高齢者に対して上記事業を活用することも差し支えないものとする。)</p> <p>○当該事業については、集団的なプログラムによる通所形態の事業(1回の事業で20名~30名程度の対象者に対して事業を実施する形態)を基本とし、介護予防ケアマネジメント事業において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施されるものとする。</p> <p>○また、事業実施者において、事業を実施するに当たっては、以下の手順により行われることが必要である。</p> <p>①個別に対象者の心身の状況をより正確に把握し、具体的にどのようなプログラムを実施すべきか等の事前のアセスメントの実施(その際、対象者が無理なく事業が実施できるよう、対象者の心身の状況に照らした事業実施に係るリスク評価についても、よく主治医との連携を図りつつ、実施すること。)</p> <p>②当該アセスメント結果を踏まえた個別サービス計画の作成</p> <p>③当該計画に基づく事業実施</p> <p>④事業実施後のアセスメント</p>	特定高齢者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者	市町村 ※市町村が適当と認める者に委託可	<p>○複数の事業を実施する場合には、それぞれの事業者間で電話連絡等により当該高齢者の心身の状況、実施している事業内容等に関する情報交換を行うなど、高齢者の状態に即して事業が適切に実施されるよう適宜連携を図ること。</p> <p>(ex.)運動器の機能向上事業と栄養改善事業の2つの事業を実施する高齢者について、運動器の機能向上を行う事業者が、栄養改善の事業者に対して事業対象者の栄養状態について適宜確認の上事業を実施するなど。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(1) 運動器の機能向上事業</p> <p>転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>a 専門スタッフによるアセスメント 専門スタッフ（医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士等）は、事業開始前に対象者の身体機能の把握及び身体機能を踏まえた事業実施に係るリスク評価を行うとともに、併せて関連するQOL等の個別の状況についても評価・把握する。</p> <p>b 個別サービス計画の作成 専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。その際、実施期間については、概ね3月間程度とし、実施回数は、対象者の負担とならず、かつ、その効果が期待できる回数を設定すること。また、一定期間ごとに一定の目標を定め、対象者の状況に応じて、過度の負担がかからないようにプログラムを設定すること。</p> <p>c 運動（ストレッチ、有酸素運動等）の実施 個別サービス計画書に基づき運動を実施</p> <p>d 専門スタッフによる事後のアセスメント プログラムの終了時に、参加状況、目標の達成度、身体機能、関連するQOL等を評価する。</p>	<p>(1) 運動器の機能向上事業</p> <p>運動器の機能が低下しているおそれのある(又は運動器の機能が低下している)高齢者</p>		<p>(1) 運動器の機能向上事業</p> <p>①事業の実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p> <p>②事業が安全に行われるよう、主治医との連携の上で実施すること。</p> <p>③事故防止のため十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるような体制を整備すること。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
<p>事業名</p>	<p>(2) 栄養改善事業 高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>A 個別的な栄養相談</p> <p>a 管理栄養士によるアセスメント 管理栄養士は、事業開始前に対象者に対して、身長、体重等の身体計測を行うとともに、食事摂取状況、アレルギ－状況等を把握し、低栄養状態のリスクに係る評価を行う。</p> <p>b 対象者本人による栄養改善のための計画作成の支援 管理栄養士は、アセスメント結果を踏まえ、対象者において栄養改善の観点から必要となる栄養量や日常の食事の形態など、配慮すべき事項について説明し、当該説明を踏まえ対象者において行う計画づくりを支援する。当該計画は、概ね6月間程度とし、栄養改善に向けた食事に関する目標を定めることとする。</p> <p>c 情報提供 管理栄養士は、対象者による計画の実施に当たり、対象者の低栄養状態を改善するため、地域における食事づくりの会や食事会等を提供しているボランティア組織の紹介、高齢者の食事づくりに便利な器具、栄養改善に有効な食品の購入方法等に関する情報提供を行う。</p> <p>d 管理栄養士による事後のアセスメント 管理栄養士は、計画終了後に、対象者の目標の達成度、低栄養状態の状況等を評価する。</p> <p>B 集団的な栄養教育 ○介護予防のための栄養改善の知識経験を有する専門家等により「食べることの意義」、「栄養改善のための自己マネジメントの方法」、「栄養改善のための食べ方、食事づくりと食材の購入方法」、「摂食・嚥下機能を含めた口腔機能の向上等の低栄養に関連する問題」等に関する講義又は実習による集団的な栄養教育の実施</p> <p>※なお、栄養改善事業の事業実施形態としては、「上記のAの単独実施」又は「上記のA及び上記のBの双方を同時に実施」する形態とする。</p>	<p>(2) 栄養改善事業 低栄養状態のおそれがある(又は低栄養状態にある) 高齢者</p>		<p>※栄養改善事業</p> <p>①事業Aの実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p> <p>②事業の実施に当たっては、一方的な「指導」とならないよう、それぞれの地域の実情に応じ、独自に実施方法の工夫を行うことが必要である。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
	<p>(3) 口腔機能の向上事業 高年齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等の事業を実施する。</p> <p>[事業内容]</p> <p>a 専門スタッフによるアセスメント 専門スタッフ（医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士等）は、事業開始前に対象者の口腔機能の状態の把握・評価を行う。</p> <p>b 個別サージビス計画の作成 専門スタッフは、アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サージビス計画書を作成する。その際、実施期間については、概ね3月間程度とし、実施回数は、概ね月1～2回程度とすること。</p> <p>c 事業の実施 事業の内容は、概ね以下の内容を含むものとし、専門スタッフの技量や対象となる高齢者の機能の状態等に応じて、柔軟に対応するものとする。また、対象者が、在宅においても口腔清掃や日常的にできる口腔機能の向上のための訓練を実施することができるよう適宜専門スタッフによる指導を行うこととする。</p> <p>①口腔清掃 ②咀嚼機能訓練 ③構音・発声訓練 ④嚥下機能訓練 ⑤呼吸法に関する訓練 ⑥食事環境についての指導 等</p> <p>d 専門スタッフによる事後のアセスメント 専門スタッフは、計画終了後に、対象者の目標の達成度、口腔機能の状態等を評価する。</p>	<p>(3) 口腔機能の向上事業 口腔機能が低下しているおそれがある（又は口腔機能が低下している状態にある）高齢者</p>		<p>※口腔機能の向上事業 事業の実施に当たっては、a～dまでのプロセスを踏んだ上で実施すること。</p>

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
事業 ウ) 訪問型介護予防事業	<p>(4) 市町村において介護予防の観点から効果が認められる事業 (1)～(3)のほか、(1)～(3)の事業に関するものや、「うつ予防・支援」「認知症予防・支援」「閉じこもり予防・支援」に関するものであって、介護予防の観点から効果が認められると市町村において判断するものについて実施することとする。その際、実施する事業については、文献、モデル事業等により介護予防の効果が学術的又は実態として一定程度把握されているものとする。また、事業の実施に当たっては、他の事業同様、専門スタッフによるアセスメント、個別サービス計画の作成、事業実施、事後アセスメントによる評価というプロセスを踏んだ上で実施すること。</p> <p>○特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある（又はこれらの状態にある）高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する。</p> <p>○当該事業については、介護予防ケアマネジメント事業において地域包括支援センターにより個別の対象者ごとに作成される介護予防ケアプランに基づき実施されるものとする。</p> <p>○また、事業実施者において、事業を実施するに当たっては、通所型介護予防事業と同様に、事前のアセスメント→サービス計画の作成→事業実施→事後のアセスメントという手順により行われる必要がある。</p> <p>【事業内容】 a 保健師等によるアセスメント 保健師等は、対象者の居宅を訪問し、主治医ともよく連携を図りつつ、その者の生活機能全般の把握・評価を行う。その際、認知症、うつ等については、治療の必要性の有無を判定し、必要な場合には受診の勧奨を行うとともに、精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図ることとあり、また、閉じこもり状態にある者に対しては、その要因等の聞き取りを行う。 b 個別支援計画の作成 保健師等はアセスメント結果を踏まえ支援方法を検討し、概ね3月間を期間とした支援計画を作成する。 c 支援の実施 具体的な支援においては、通所型介護予防事業や地域におけるファミリー・インフォーマルサービス、公民館活動等を活用することとし、対象者の状態に照らしつつ、対象者が関心のあるサービスプログラム等への参加の呼びかけ等を実施することとする。また、定期的に対象者の居宅を訪問する等を行い、対象者の状況を確認することが必要である。介護予防ケアマネジメント事業において必要とされた者については配食サービス等を実施する。 d 保健師等による事後のアセスメント 保健師等は、個別支援計画により設定した計画期間終了後には、対象者の居宅を再訪問し、改善状況等についてアセスメントを実施する。</p>	特定高齢者把握事業により把握され、介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者（具体的には、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがある（又はこれらの状態にある）高齢者を中心として、通所形態による事業実施が困難である者が対象）		○事業の実施に当たっては医療との連携を十分に図ることとし、対象者が現に医療を受けている場合には、医師の指導を受けることが必要である。 ○閉じこもり、認知症、うつそれぞれの特定に応じた柔軟な対応が必要である。

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
<p>工) 介護予防特定高齢者施策評価事業</p>	<p>○各市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じて、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施する。</p> <p>○事業評価は、原則として、年度ごとに、追って配布する事業評価項目（※概ね別添の項目を考えている。）により、アウトカム評価、アウトプット評価、プロセス評価をそれぞれ実施することとする。</p> <p>※アウトカム評価：要支援・要介護への移行防止等の事業成果に係る指標により行われる評価</p> <p>※アウトプット評価：投入された事業量に係る指標により行われる評価</p> <p>※プロセス評価：事業の実施過程等に係る指標により行われる評価</p> <p>○市町村においては、これらの評価を実施するため、介護予防事業対象者数、介護予防事業参加者数、事業開始前における事業参加者に係るQOL、主観的健康観等のデータ等について、常に収集・整理しておくことが必要である。</p>		市町村	<p>○介護予防事業評価事業については、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の実施に併せ、必ず実施されるものとする。</p>

(2) 介護予防一般高齢者施策

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
<p>ア) 介護予防普及啓発事業</p> <p>イ) 地域介護予防活動支援事業</p> <p>ウ) 介護予防一般高齢者施策評価事業</p>	<p>○介護予防一般高齢者施策については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら自主的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施するような地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 介護予防普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布、有識者等による講演会の開催 ・介護予防に関する知識・情報・各利用者の介護予防事業実施の記録等を記載する介護予防手帳（仮称）の配布 等 <p>(2) 地域介護予防活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修 ・介護予防に資する地域活動組織の育成・支援 等 <p>○原則として、年度ごとに、追って配布する事業評価項目（※概ね別添の項目を考えている。）により、プロセス評価を中心に事業評価を実施することとする。</p>	<p>第1号被保険者</p>	<p>市町村</p>	<p>○市町村においては、それぞれの地域においてNPOやボランティアによるものも含め、どのような介護予防に資する活動が実施されているのか、適宜その把握に努めること。</p> <p>○事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防事業に関する理解を深め、特定高齢者の早期把握の促進等を図ることや、育成・支援されたボランティアや地域活動組織を介護予防事業の対象者や修了者の支援のために積極的に活用するなど、介護予防事業（特定高齢者施策）との有機的な連携に努めること。</p>

(別添) 現時点において考えている介護予防事業評価項目案について

1. 介護予防事業の事業評価

事業評価をする際には、以下の3段階の評価指標を設定する。

- ① プロセス指標：事業を効果的・効率的に実施するための事業の企画立案、実施過程等に関する指標
- ② アウトプット指標：事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する指標
- ③ アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標

(1) 介護予防特定高齢者施策評価事業

＜プロセス指標＞

例えば、以下のような項目についてチェックを行い、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する。

- ① 特定高齢者を適切に把握・選定するため、複数の把握ルート（チャンネル）を確保しているか。
- ② 特定高齢者に関する情報を提供してくれた関係機関等へ、当該特定高齢者に対する事業の提供状況等について情報還元を行っているか。
- ③ 事業の企画・実施・評価に当たって住民の参画を求めているか。
- ④ 事業の実施状況を把握しているか。
- ⑤ 事業の実施量と需要量の関係を的確に把握しているか。
- ⑥ 事業の実施状況の検証に基づき、次年度以降の実施計画見直しを行っているか。

- ⑦事業実施に伴う苦情や事故を把握しているか。
- ⑧事業の効果を分析する体制が確立しているか。
- ⑨関係機関（地域包括支援センター、かかりつけ医、民生委員等）において情報を共有するため、共有する情報の範囲、管理方法、活用方法に関する取り決めをしているか。
- ⑩特定高齢者の個人情報共有されることについて、利用者への説明と同意を得ているか。
- ⑪事業実施後のフォローアップが適切に行われているかどうか。

<アウトプット指標>

以下の指標を用いて介護予防事業の実施状況の評価を行う。

指 標	評価方法
①介護予防ケアマネジメント実施件数（実施率）	年度末に年間の介護予防ケアマネジメントの実施状況を集計し、実施予定件数及び実施件数により特定高齢者の把握状況の評価する。 (実施率＝実施件数÷実施予定件数)
②事業実施回数（実施率）	年度末に年間の各種事業の実施状況を集計し、実施予定回数及び実施回数により実施状況を評価する。 (実施率＝実施回数÷実施予定回数) 通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業等の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施内容別に集計することが望ましい。
③事業参加者数（実施率）	年度末に年間の事業参加者の状況を集計し、事業参加予定者数及び事業参加者数により実施状況を評価する。 (実施率＝参加者数÷参加予定者数) 通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業等の事業種別や、運動器の機能向上、栄養改善等の実施内容別に集計することが望ましい。

＜アウトカム指標＞

以下の指標を用いて介護予防事業による効果の評価を行う。

指標	評価方法
①新規認定申請者数	年度末に年間の新規認定申請者数を集計・分析する。介護予防事業の効果を直接反映する指標ではないが、前年比や年次推移等のデータを介護予防事業の効果の推計に活用する。
②新規認定者数（要介護度別）	年度末に年間の新規認定者数を集計し、要介護度別の新規認定者数の前年比、年次推移等のデータにより、介護予防事業の効果の評価する。
③「旧要支援＋旧要介護1」の人数	年度末時点の「旧要支援＋旧要介護1」つまり「要支援1＋要支援2＋要介護1」の人数を集計し、介護保険事業計画に記載されている自然体（介護予防事業等を実施しなかった場合）での人数との比較・検証により、介護予防事業の効果の評価する。
④介護予防事業参加者からの新規認定者数	年度末に年間の介護予防事業参加者からの新規認定者数を集計し、その率（新規認定者数÷介護予防事業参加者数）により、介護予防事業の効果の評価する。
⑤QOL指標 （評価方法は要検討）	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後のQOL指標の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後にQOL指標が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果の評価する。
⑥主観的健康感 （※）	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の主観的健康感の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に主観的健康感が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果の評価する。
⑦基本チェックリストの点数	年度末に年間の介護予防事業参加者について、事業参加前後の基本チェックリストの点数の変化を集計し、維持・改善割合（事業参加者のうち参加後に点数が維持・改善された者の割合）により介護予防事業の効果の評価する。

※）主観的健康感とは、国民生活基礎調査の以下の質問により評価する。

「あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない

(2) 介護予防一般高齢者施策評価事業

＜プロセス指標＞

以下の5項目のチェックを行い、事業が適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価する。

- ① 介護予防に関する一般的な知識や、介護予防事業の対象者、事業内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行っているか。
- ② 介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織を適切に把握しているか。
- ③ 介護予防事業を推進するに当たり、介護予防に資する活動を行っているボランティアや地域活動組織と密に連携を図っているか。
- ④ ボランティアや地域活動組織のリーダー等を育成するための研修会等を開催しているか。
- ⑤ 地域活動組織の求めに応じて、担当職員の派遣、活動の場の提供等の支援を行っているか。

＜アウトプット指標・アウトカム指標＞

介護予防事業（一般高齢者施策）については、市町村の創意工夫により様々な事業が想定されることから、事業内容等に応じて適宜指標を設定し、アウトプット及びアウトカムの評価を行う。評価指標の例を以下に示す。

【指標の例】

- ・ 介護予防に関する講演会の開催回数・参加者数
- ・ ボランティア育成のための研修会の開催回数・参加者数
- ・ 地域活動組織リーダー育成のための研修会の開催回数・参加者数
- ・ 地域活動組織への担当職員の派遣回数
- ・ 当該年度に新規に創設された地域活動組織の数

(参考資料 2)

任意事業 (改正法第 115 条の 38 第 2 項事業) について

〔以下に挙げる事業は例示であり、法律の趣旨に合致する限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である。〕

(1) 介護給付等費用適正化事業

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
○介護給付費の適正化事業	介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や制度の趣旨、良質な事業を展開するうえで必要な各種情報の提供や連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図る。	利用者、事業者	市町村	
その他の事業	その他、法律の趣旨に照らして適当と認められる事業		市町村	

(2) 家族介護支援事業

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
○家族介護教室	要介護高齢者の状態の維持・改善を図るためのため、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得すること等を内容とした教室を開催する。	要介護高齢者を介護する家族等	市町村	
○認知症高齢者見守り事業	地域の見守り・支援体制を構築するため、 ① 認知症に対する家族や地域住民の偏見・無理解の解消を図るための広報・啓発活動、 ② 徘徊高齢者を早期発見できる仕組み（ネットワーク、機器等）の構築及び運用、	認知症高齢者を介護する家族	市町村	

<p>○家族介護継続支援事業</p> <p>その他の事業</p>	<p>③ 認知症高齢者に関する知識を備えたボランティア等が居宅を訪問し、見守りや話し相手をするなどの事業を実施する。</p> <p>家族介護者に対するヘルスチェックや健康相談の実施により疾病予防、病気の早期発見や、介護用品の支給、慰労のための金品の贈呈、介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等の開催等により、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減する事業を実施する。</p> <p>その他、法律の趣旨に照らして適当と認められる事業</p>	<p>要介護高齢者を介護する家族</p>	<p>市町村</p> <p>市町村</p>	
----------------------------------	---	----------------------	-----------------------	--

(3) その他の事業

事業名	事業内容	対象者	実施主体	留意事項
<p>○成年後見制度利用支援</p> <p>○福祉用具・住宅改修支援事業</p>	<p>① 成年後見制度の利用にかかる成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う。</p> <p>② 成年後見制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布、説明会・相談会の開催等の広報・普及活動を行う。</p> <p>福祉用具・住宅改修の効果的な活用のため、福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行うとともに、住</p>	<p>①成年後見制度の市町村長による申立てにかかる高齢者で低所得の高齢者 ②高齢者やその家族</p> <p>福祉用具や住宅改修</p>	<p>市町村</p> <p>市町村</p>	

<p>○地域自立生活支援事業</p>	<p>宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合は経費の助成を行う。</p> <p>高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、</p> <p>① 高齢者住宅における高齢者の安否確認や生活相談等を実施するための計画づくりを行い、生活援助員の派遣や関係機関等との連携を図り、高齢者の安心を確保する、</p> <p>② 介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動やその活動を通じ、権利擁護、介護給付費の適正化、家族介護支援等に資する活動等を行うなど、様々な役割が期待される介護相談員の登録、派遣及び活動やその活動を支援する連絡会議等を開催する、</p> <p>③ 地域におけるネットワークの一つとして、栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策の対象者を除く。）に対し、配食サービスを手段として活用し、その状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する、</p> <p>④ 加齢による身体機能の低下を補うため、共同で生活している形態（グループリビング）に対し、支援プログラムの作成・調整や、近隣住民、ボランティア団体等による各般の支援体制の構築等の支援を行う、</p> <p>⑤ 家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日・24時間の随時対応ができる体制を整備する、</p> <p>など、住み慣れた地域で継続して生活することが可能となるサービスを地域の実情に応じて実施する。</p>	<p>修の活用を希望する要介護高齢者</p> <p>見守り等の支援が必要な60歳以上の高齢者</p>	<p>市町村</p>	<p>包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワークの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえるなど、地域資源の活用に留意すること。</p> <p>配食サービスを活用した事業を実施する場合、食材料費及び調理費相当分は利用者負担とするのが基本となるが、利用料の設定の際、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。</p>
<p>○その他の事業</p>	<p>その他、法律の趣旨に照らして適当と認められる事業</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村</p>	

3-5 地域密着型サービスにかかる指定事務等について

改正介護保険法第78条の2等により、地域密着型サービスについては、市町村が指定事務を行うこととなる。指定事務を行うサービス及び事務内容については以下のとおり。

1 指定するサービスの種類

地域密着型サービス

- ①小規模多機能型居宅介護
 - ②夜間対応型訪問介護
 - ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ④地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ⑤認知症対応型共同生活介護
 - ⑥認知症対応型通所介護
- (この他、地域密着型介護予防サービスがある。)

2 市町村・都道府県における事務のイメージ (別紙1に図示)

	市町村	都道府県
事業者指定	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者説明会 ②申請受付 ③都道府県への事前の届出 ④事業者審査 (運営委員会等からの意見聴取を含む) ⑤指定決定 ⑥地域密着型サービス事業所台帳への登録 (サービス種別ごとに作成) ⑦都道府県への事業者情報の送付 (基準該当サービスと同様の取扱) ⑧指定通知・公示 	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村からの事前届出受理、助言・勧告 ②事業所台帳への登録 (他の指定事業者と同様の扱い) ③国保連へ事業者情報を送付
指導・監督	指定事業者に対する指導・監督	—
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ①サービスごとの介護報酬の設定 ②国保連への介護報酬情報の提供 	介護報酬情報の管理

3 市町村における事務内容（詳細）

(1) 地域密着型サービス運営委員会の設置

地域密着型サービスの適正な運営を確保する（改正介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項、第78条の4第5項等に規定する措置を行う）ため、地域密着型サービスの運営に関する委員会（以下「地域密着型サービス運営委員会」という。）を設置する等の取組を行う。（別紙2「地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置について」参照）

(2) 報酬及び基準の設定

厚生労働大臣が定める報酬及び基準を踏まえ、地域の実情に応じて報酬及び基準を設定することができる。（もちろん、厚生労働大臣が定める報酬及び基準のとおりとすることもある。）

報酬及び基準の設定に当たっては、運営委員会の意見を聴取することが必要。

(3) 事業者説明会・指定申請受付

指定申請については、介護保険事業計画を踏まえた着実な基盤整備を進める観点や、市町村における事務処理を可能な限り簡略化する観点から、各市町村において、一定の指定申請期限（例えば、年1回〇月末、年2回〇月末及び〇月末など）を設け、その期間にのみ指定申請を受け付ける取扱いとして差し支えないものとする。

その際、各指定申請期限に先立って、事業者への説明会等を開催することが望ましい。

なお、初回の申請受付については、社会保障審議会介護給付費分科会における介護報酬に係る諮問答申が平成18年1月中旬を予定していることから、市町村は、介護報酬の単位が決まる1月中旬から、初回の申請受付を行うこととする。

(4) 事業者の指定

① 事業者審査

地域密着型サービスは、日常生活圏域という小さな区域内で提供されるサービスであり、また、認知症高齢者や要介護度の高い高齢者等を主たる対象とすること等から、とりわけサービスの質の確保に留意し、可能な限り質の高い事業者を指定していくことが必要である。

指定を行おうとする市町村は、人員、設備及び運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、運営委員会の意見を聞く等の手続きを取った上で、基準に従って適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定する一方、そうではない事業者（改正介護保険法第78条の2第4項（特に第1号から第3号まで）に該当する事業者）

は指定しないこととする。

※ 指定を受けることができなかつた事業者については、事業運営の方法等を改善した上で、次回以降の指定申請期限に再度申請を行うことが考えられる。

手続きの公正性を徹底する観点からは、市町村は、指定の可否を事業者に通知するとともに、指定に関する情報開示（公示）を行うことが求められる。

【改正介護保険法】

第78条の2 (略)

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

(以下略)

② 施行時の指定及び指定時期

施行時の事業者指定の時期については、介護支援専門員が予め4月サービス提供分のケアプランを作成しなければならないことから、次の区分支給限度額内のサービスについては、3月初旬までに行うことが望ましい。

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護

(参考) 施行時におけるスケジュールのイメージ

17年12月 地域密着型サービス運営委員会の設置

18年1月 指定申請事業者説明会
報酬及び基準の設定
申請受付開始 (市町村が任意に設定)
申請受付締切

- 18年 2月 申請書類チェック
事業者審査（地域密着型サービス運営委員会からの意見聴取を含む）
指定決定
地域密着型サービス事業所台帳へ登録
都道府県への情報提供
- 18年 3月 指定通知、公示
- 18年 4月 地域密着型サービスの開始（指定の効力の発生）

5 地域密着型サービス事業開始に当たっての留意事項

（1）社会福祉法人の定款変更等

新規に社会福祉法人を設立する場合は設立の認可が、既存法人は定款変更の認可が必要であるため、社会福祉法人の認可の担当部署との連携が必要。

（2）老人福祉法の認可・届出

老人福祉法上、地域密着型介護老人福祉施設は都道府県知事による認可が、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）については都道府県知事への届出が必要。

（3）指定介護機関

生活保護の受給者をサービスの対象とする場合は指定介護機関の届出が必要であるため、生活保護担当部署と連携が必要。

（4）指定事務規則、指定申請書の標準様式、事業所台帳の標準様式

（追ってお示しをする。）

（5）事業所台帳の整備

市町村、都道府県共に地域密着型サービスの事業所台帳を整備するとともに、都道府県においては、地域密着型サービス事業者についても、他の事業者同様、事業者情報の公表ができるよう準備を進める。

地域密着型サービスにかかる指定基準及び介護報酬の設定

1 人員、設備及び運営に関する基準の設定

市町村は厚生労働省令で定める範囲内で、基準を定めることができる。基準の設定にあたっては、高齢者、事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等が参加する地域密着型サービス運営委員会の意見を聞いた上で市町村が定めることとなる。

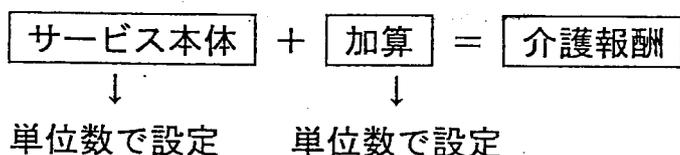
2 介護報酬の設定

地域密着型サービスの介護報酬については、厚生労働大臣が定める額の範囲内で、市町村が定めることができる。（なお、厚生労働大臣が個別に認定する場合はこれを上回る設定を可能とするかどうかについて検討中。）

市町村が独自に設定する場合は、地域密着型サービス運営委員会で介護報酬の水準について意見を聞いた上で、定めることとなる。

なお、単位数については、サービス本体や加算についてもそれぞれ設定することが可能である。（基準該当サービスのように一律減額ではない）

例



3 介護報酬情報の国保連への送付

市町村が独自に地域密着型サービスの介護報酬を設定した場合は、その情報を国保連に送付するものとする。

なお、国保中央会から上記機能を有するソフトを提供する予定。

地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置について

1 運営委員会について

市町村は、改正介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項等に規定する措置として、地域密着型サービスの運営に関する委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することなどが必要となる。運営委員会としては、既存の介護保険事業計画作成委員会、地域包括支援センター運営協議会等を活用して差し支えない。

運営委員会は、原則として市町村（保険者としての市町村をいう。以下同じ。）ごとに設置することとするが、日常生活圏域ごとなど、必要に応じて運営委員会の分科会を設置することも差し支えない。

2 運営委員会の構成員

運営委員会の構成員については、地域の実情に応じて市町村長が選定する。

（メンバー例）

- ① 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- ② 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- ③ 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- ④ 地域における保健・医療・福祉関係者
- ⑤ 学識経験者 等

3 運営委員会の役割

運営委員会は、①地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき、②市町村において地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市町村長に対して意見を述べるほか、③地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議する。

4 事務局

運営委員会の事務局は、市町村の介護保険担当部局に置く。

5 その他

運営委員会の設置に当たっては、条例を制定する必要はない。